

県立境川遊水地公園

管理運営業務の内容及び基準

神奈川県立都市公園の管理

神奈川県立都市公園は、県土の水と緑のネットワークの核として、また、県内の都市公園のモデルとして位置づけられるものであり、良好な都市環境の形成、スポーツや文化活動など多様なレクリエーションの場、自然とのふれあいや憩いの場、健康増進や福祉活動の場、地域の防災機能の向上など、その立地特性等に応じた多彩な役割を担っています。このような県立都市公園の役割を踏まえ、誰もが安全で快適に利用できる質の高い公園の管理と運営を行うことが求められています。

公園概要

(1) 所在地

横浜市戸塚区俣野町、泉区下飯田町、藤沢市今田（ポケットパーク）

(2) 公園面積

約 18.9 h a 「平成 25 年 4 月 1 日時点」

（本公園の開設面積は約 18.9 h a ですが、整備中の今田遊水地約 8 h a が

平成 28 年度開園を目指しており、合わせると約 26.2 h a が対象となる予定です。）

(3) 環境特性

本公園は、横浜市戸塚区、泉区と藤沢市の境に位置し、境川の自然豊かな水辺空間と河岸段丘沿いの地域の中にある、広大な境川遊水地の上部空間を有効利用した総合公園です。

(4) 公園整備方針

本公園は、「水害から暮らしを守り、自然とふれあうことができる水辺のある公園」として、境川の自然豊かな水辺空間を活かして様々な生き物が生息できるビオトープ（自然創出ゾーン）や、広大な遊水地空間を活かした多目的グラウンドなど（広場ゾーン）を整備しており、環境学習の体験の場やスポーツレクリエーションの場を提供します。なお、公園区域に隣接して、遊水地管理機能の他、展示コーナーや会議室などを備えた境川遊水地情報センターがあり、当該情報センター運営業務の一環である河川の自然環境学習に関するサポートをします。

(5) 管理運営方針

指定管理者の創意工夫による、利用者に対する質の高いサービス提供を期待します。なお、指定管理者には、次の管理運営方針について内容を理解の上、遵守していただきます。

ア 基本方針

本公園は境川遊水地の上部空間を利用しており、大雨に関する注意報発表などに伴う配備体制や夜間等の利用制限を行う特殊な公園であることから、降雨等の気象に関する情報、河川及び遊水地内水位、越流状況等河川に関する情報を収集し、常に大雨等の緊急時の対応を念頭において、安全で快適な公園利用に供するための適正な管理運営を行うこととします。特に、遊水地への越流が見込まれる場合においては、直ちに公園利用を禁止し避難誘導の措置を行うなど利用者の安全確保を第一に優先することとします。また、洪水後は速やかに遊

水地管理者（藤沢土木事務所）と協議し、清掃等を行い、安全を確認後、早期の利用再開に努めることとします。

イ 自然環境保全方針

ビオトープなど貴重な動植物が生息する環境を保全・育成し、自然観察などを利用者に提供できる維持管理を行うこととします。

ウ 維持管理方針

施設や設備については、その機能や特性を十分理解した上で清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行うこととします。

植栽管理（植込地、芝生、樹木、草地等管理）について、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性及び生態系に配慮したうえで、適正に持続、育成するよう必要な維持管理を行うこととします。

公園内の施設については、重点的に巡視を行い、状況をよく把握し、安全に利用できるよう管理を行うこととします。

利用者や様々な団体との情報交換を図りながら維持管理業務を行うこととします。

エ 運営方針

利用者の声に耳を傾け、管理運営に反映させることによって利用者のための運営を行うこととします。

自然とふれあえる機会を提供し、利用者に体験を通じて自然環境への理解を深めるよう管理運営を行うこととします。

境川遊水地で活動する野鳥観察などの諸団体との良好な関係に努め、情報交換などによって利用促進に努めることとします。

多様なニーズに応じた利用や役割を担えるような管理運営を行うこととします。

環境に配慮した管理運営を行うこととし、ゴミの持ち帰りや省エネルギー、新エネルギーの活用を推進し、循環型社会への普及啓発に努めるとともに、公園内の植物管理に伴って発生する木や枝等を園内リサイクルする等のゼロエミッションに努めることとします。

当公園には公園管理事務所がないことから河川施設である境川情報センター建物に一部（1階事務室ほか）を当該公園の指定管理業務を行う執務室として使用できます。使用に当たっては藤沢土木事務所長からの通知厳守とします。（別紙1参照）

（6）管理に要する経費

本施設の指定管理者への申請を検討される際の参考にしていただくため、平成27年度の指定管理料の上限額を、「公園関係資料」に記載しています。

指定管理業務の対象となる公園施設

(1) 園路及び広場

少年野球場A、少年野球場B、多目的グラウンド、テニスコート 等

(2) 修景施設

植栽地、せせらぎ、沈砂池 等

(3) 休養施設

ベンチ、パーゴラ、あずまや 等

(4) 便益施設

駐車場、トイレ、案内板、シャワー棟 等

(5) 管理施設

柵、鷺舞橋、足洗場、門扉 等

(6) その他

ビオトープ

運営業務

(1) 運営体制の確保

ア (2)(3)に掲げる業務の運営に支障のないように管理要員を適切に配置することとします。なお、当公園には公園管理事務所がないことから河川施設である境川情報センター建物の一部(1階事務室ほか)を公園管理事務所と位置づけ執務室などとして使用できます。

イ 管理要員のうち常時1名、総括的に判断できる者を配置することとします。(園長、副園長等)

ウ 管理要員の配置にあたっては、公園の目的、管理基本方針を理解し指導できる知識を有する者を配置することとします。

エ ア～ウのための組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施することとします。

(2) 公園の開園時間等

本公園は夜間利用制限を行うこととしており、原則として午後6時から翌日8時30分までは立入禁止とし、門扉等の閉鎖施設を行うこととします。また、管理事務所の開始時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。ただし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて、随時延長などの変更を行うこととします。

(3) 運営業務

窓口及び事務室は、常に利用者にかかれたものとし、以下の業務を行うこととします。

ア 公園利用者の接遇(利用案内、利用受付、利用指導、情報提供、利用促進活動等)

イ 園内巡視(夜間利用制限のための門扉施設開閉を含む)(利用指導、施設等の点検巡視、安全巡視、植物への散水及び軽剪定、園内美化清掃等)

ウ 有料施設の使用料の徴収(徴収事務委託契約に基づく:別紙7参照)

エ 地元自治体・団体等への利用促進活動及び連絡調整

オ 県民やボランティア等との協働事業等の推進

カ 自主事業の推進(公園関係資料参照)

- 利用者サービス向上に寄与するイベントやPR活動等の積極的な実施
- 利用者や地域住民のニーズ把握と公平な運営
- 公園のホームページの作成及び更新とパンフレットの更新及び増刷
- キ アメニティの推進（犬の糞やゴミゼロ運動など）
- ク 公園に関する要望および苦情の処理
- ケ 神奈川県都市公園条例第 13 条の行為の禁止の遵守
- コ 藤沢土木事務所への業務報告及び連絡調整
 - 管理日誌の作成及び定期報告
 - 苦情処理対応の記録及び報告
- サ 駐車場の管理・運営
 - 無料駐車場の利用者に対し、夜間閉鎖や越流時に水没する危険があることなどについて周知や必要な指導を行うこと。
 - 電気自動車 EV 充電器の管理と利用サポート
- シ 事故及び緊急時等の対応
 - 事故者の保護、救護及び二次災害の防止
 - 事故発生時の利用者の立場に立った適切な対応及び状況の把握
 - 園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報及び事故報告
 - 利用者の安全確保を図る観点から施設内に A E D（自動体外式除細動器）を設置し、緊急時に備えること
- ス 緊急時の対応
 - 大雨注意報など気象庁発表時の配備体制については、利用者の安全確保を第一に安全な場所へ誘導すると共に状況報告を関係機関に連絡する。
 - 強風や大雪に関する注意報など気象庁発表時には、現場の状況を良く把握・確認し利用者の安全確保に努めるほか、有料施設利用の制限を行うなど適切な処置を実施し、関係機関に連絡する。（別紙 2 参照）
 - 越流時の対応については、藤沢土木事務所と密な連絡体制を取り、境川遊水地内の排水について協議すると共に早期に施設利用できるように努力する。
 - 地震時及び大規模災害時の対応については、 の大震災等への対応の「震災時対応の考え方」に基づき実施する。

維持管理業務

(1) 共通事項

- ア 維持管理業務の対象は、 に示す公園施設の維持管理（保守点検、補修、修繕を含む）とします。また、遊水地の管理に関する協定書に基づく管理区分については、別紙3により維持管理を行うこととします。
- イ 施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう、日常的な保守点検を行い、部品交換や施設の補修・修繕を行うこととします。

(2) 維持管理水準

別紙「維持管理基準書」により同基準書以上を目安として維持管理を行うこととします。

ゾーン別管理運営方針と種目別管理運営業務

(1) ゾーン別の管理運営方針

広場ゾーン

- ・少年野球場や多目的グラウンド、テニスコートなどについて、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行うこととします。
- ・野球場やグラウンドの芝生地は、平坦性を確保し、プレーに支障のない刈り込みレベル、雑草の除去に努めることとします。
- ・利用者に不快感を与えることの無いように定期的に清掃を行うこととし、また、洪水後は速やかな清掃等を行い、安全を確認後、早期の利用再開に努めることとします。
- ・事故防止のための施設点検整備や多目的利用に供するための維持管理を行うこととします。

自然創出ゾーン

- ・ビオトープなど貴重な動植物が生息する環境を保全・再生・創出・育成することとします。
- ・適正な立入制限を行うとともに、自然観察などを利用者に提供できる維持管理を行うこととします。
- ・事故防止のための施設点検を行うとともに、ビオトープの保全・育成管理や自然観察、体験学習等の企画等を行うものとします。
- ・学校やNPO 団体等との協働による、自然環境調査、自然観察会などの実施に努めることとします。

大震災等への対応

当公園は、遊水地であり、大震災等における避難場所としては適しませんが、利用者の公園外への避難誘導対策や防災意識の向上は重要と考えています。

本公園の指定管理者には、大震災等への対応として、本公園の「震災時対応の考え方」(参考資料1)に基づき、平常時、震災時の対応を提案していただきます。「震災時対応の考え方」に記載の指定管理者の役割を十分理解の上、連絡体制、初動時・緊急時の対応について提案書に明示していただくとともに、日頃からの防災意識向上の取り組みや行動訓練、地域との連携について、提案者の新たな提案を期待します。

その他

本公園は全体計画面積約 26.2h a で現在整備中です。平成 27 年 3 月 31 日現在の開園面積は約 18.9h a です。今回提案していただきます指定管理業務の範囲は、既に開園済みの区域約 18.9h a を対象としています。今後新規拡大する範囲・施設については、随時調整の上、指定管理業務に追加することとなります。

運営協議会の事務局協力について

公園の計画・整備・管理・運営に係る運営協議会が設置される場合は、事務局等として積極的に協力することとします。（当該公園では、運営協議会が設置されていません。）

公 園 関 係 資 料

公園名：境川遊水地公園

1. 経費等実績

(1) 指定管理料の上限額 93,182千円(単年度分の提案の上限額 税込み)

上記の金額は、

【 指定管理料＝総管理費－ 自動販売機利益】の に該当する額です。

自動販売機利益に該当する額については、「5. 自動販売機の状況」を参照し提案して下さい。

注意：当公園については、有料施設の利用料金制度は導入していません

* 1 上記に記載されている「 指定管理料」は、過去の管理実績をベースに算定した1年分の額で、提案の上限額(消費税8%込み)となります。

* 2 平成25年度の収支計画は、参考資料2のとおりです。参考までにお知らせします。(自動販売機に関する収入、支出は含まれていません。)

* 3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、また企業のノウハウが含まれますので、各団体の必要に応じて提案して下さい。

(2) 光熱水費等(平成21年度～24年度)

(金額：千円)

年度	電気	ガス・燃料	上下水道	電話・FAX 他通信費
H21 年度	536	303	105	408
H22 年度	711	479	144	508
H23 年度	2,858	1,144	401	507
H24 年度	3,091	1,717	439	502
H23～24 年度平均	2,975	1,431	420	505

上記金額は、光熱水費のうち、公園管理者の分だけ割り出して提示しています。記載しております金額はまだ拡大予定区域の実績が無い為、現在の管理範囲の推定額を記載しております。拡大予定区域に要する光熱水費はこの額より増となります。(実績が出た後に光熱水費の変更について協議します)

管理事務所としている境川遊水地情報センターの光熱水費については、別紙4に基づき執行しています。

表示は千円単位だが、小数点以下があるため、平均値は表示値の平均と一致しない場合がある。(四捨五入表示)

(3) 公園管理員数

約 7 人 (日当り平均)

上記人数は、平成 25 年 4 月現在の開園面積約 18.9 h a について、窓口業務、利用指導業務、維持管理業務等に従事するため、現地に配置している公園管理員の人数です。なお、平成 28 年 4 月時点で開園が見込まれる部分を含んだ公園管理員の人数は、すでに開園済みの部分の管理員数も含めて 8 ～ 9 人程度と想定しています。

上記人数は、閑散期及び業務の執行体制により変わりますので、参考としてお示しするものです。

(4) 公園の警備体制

警備箇所	警備手法	警備日時	人数	詰所
公園全体	有人警備	年末年始 (12 月 29 日 ～ 1 月 3 日)	1	なし (巡回)

12 月 28 日及び 1 月 4 日が土曜日の場合はちがう

2. 公園の利用状況

(1) 公園利用者数（平成 21 年度～24 年度）

（人）

利用者	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
公園利用者	H21 年度	9,892	10,097	10,722	11,479	24,250	21,280	20,973	18,269	15,908	18,365	16,611	20,483	198,329
	H22 年度	21,206	26,482	18,744	22,336	27,032	20,898	20,198	26,706	13,383	17,006	19,142	17,363	250,496
	H23 年度	22,752	22,977	18,946	23,608	24,282	23,461	22,090	21,261	15,491	16,324	15,529	18,719	245,440
	H24 年度	21,357	19,945	19,671	25,349	27,610	18,485	22,717	20,316	15,204	17,723	17,390	20,212	245,979
	H21～24 年度平均	18,802	19,875	17,021	20,693	25,794	21,031	21,495	21,638	14,997	17,355	17,168	19,194	235,061

6

3. 駐車場運営の状況

(1) 運営状況

	収容台数			料金制度
	大型車	普通車 (障害者専用)	二輪 (バイク)	
俣野遊水地		66 (1)	6	無料
下飯田遊水地	4	107 (1)	10	
境川遊水地情報センター		15 (2)		
計	4	188	16	

注) 上記のほか、下飯田遊水地臨時駐車場に普通車 61 台収納可能です。

公園名	利用時間
境川遊水地公園	1 月～ 9 月 8 : 30～18:00
	10 月～12 月 8 : 30～18:00

(3) 駐車場台数実績 (平成 21 年度 ~ 24 年度)

(単位 : 台)

車種	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大型車	H21 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H22 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通車	H21 年度	2,517	2,146	1,989	2,291	2,746	2,120	2,121	1,728	1,643	1,965	1,522	1,952	24,640
	H22 年度	2,257	2,872	2,145	2,823	3,672	2,826	2,295	3,279	1,141	1,525	2,279	2,089	29,203
	H23 年度	3,051	3,123	2,124	3,478	3,326	2,965	2,621	2,702	2,415	2,585	2,135	2,411	32,936
	H24 年度	3,550	3,965	3,402	4,079	5,302	3,040	3,934	4,398	2,708	2,447	2,513	3,506	42,844
	平均	2,844	3,027	2,415	3,168	3,762	2,738	2,743	3,027	1,977	2,131	2,112	2,490	32,406
二輪車	H21 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H22 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 有料施設の状況

(1) 利用料収入(平成21年度～24年度)

公園名	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
境川 遊水地	H21 年度	64,350	69,300	56,250	87,300	90,900	86,850	71,550	116,080	271,150	344,150	245,170	413,420	1,916,470
	H22 年度	444,190	545,960	419,980	498,240	496,760	412,110	398,770	484,900	125,240	370,600	343,170	450,990	4,990,910
	H23 年度	487,140	516,220	436,090	571,190	411,220	408,640	490,740	460,600	353,340	373,980	401,700	417,460	5,328,320
	H24 年度	524,350	486,980	469,030	474,400	556,360	472,710	448,175	477,685	431,310	400,480	419,810	617,985	5,779,275
	H21～24年度 平均	380,008	404,615	345,338	407,783	388,810	345,078	352,309	384,816	295,260	372,303	352,463	474,964	4,503,744

利用料金制度未導入のため、収入は県収入となります。(指定管理者の収入とはなりません。)

(2) 有料施設の状況

施設名称	数量	規模等	利用日、共用時間
少年野球場	2 面	対面式 A面：両翼75m、防球ネット B面：両翼66m	3月16日～12月15日 * 3～5月、8月～9月：9時～17時 * 6月～7月：9時～18時
多目的グラウンド	1 面	サッカー場 105m×68m トラック 400mレーン、クレーン舗装	1月5日～12月27日 * 3～5月、8月～9月：9時～17時 * 6月～7月：9時～18時
テニスコート	5 面	全天候型ハードコート 23.77m×10.97m 5 面	1月5日～12月27日 * 3～5月、8月～9月：9時～17時 * 6月～7月：9時～18時 * 10月～12月：9時～16時

(3) 有料施設の利用料金

区分	単位	金額
少年野球場	1面1時間	450円
多目的グラウンド	全面1時間	300円
	半面1時間	150円
テニスコート	1面1時間	680円

平成 24 年 6 月より、少年野球場（A 面・B 面）及び多目的グラウンドについて、65 歳以上の団体の利用料半額減免の試行を実施しています。

上記の利用料金は、神奈川県都市公園条例により定められているものです。

利用料金については、消費税等の税率引き上げに伴う改定を予定しているため、「参考資料 3」に示す改定後の料金を参照してください。なお、当公園の有料施設では、利用料金制は導入されていません。

5 . 自動販売機の状況

(1) 設置台数 : __ 2 __ 台

(2) 自動販売機利益

(単位 : 円)

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
H 23年度	収入	0	0	0	115,500	181,130	122,640	193,830	141,510	117,380	107,970	112,020	113,110	1,205,090
	経費(電気代)	0	0	0	12,057	14,306	16,091	12,333	14,134	13,666	18,633	13,161	12,286	126,667
	利益	0	0	0	103,443	166,824	106,549	181,497	127,376	103,714	89,337	98,859	100,824	1,078,423
H 24年度	収入	182,210	190,040	176,800	250,990	297,350	137,160	222,710	145,790	122,540	136,360	121,150	177,330	2,160,430
	経費(電気代)	3 月分を含む	16,112	12,622	15,258	18,035	14,977	14,908	16,712	15,221	18,666	14,416	15,183	172,110
	利益	182,210	173,928	164,178	235,732	279,315	122,183	207,802	129,078	107,319	117,694	106,734	162,147	1,988,320
H 21-24年度平均	収入	182,210	190,040	176,800	183,245	239,240	129,900	208,270	143,650	119,960	122,165	116,585	145,220	1,957,285
	経費(電気代)	3 月分を含む	16,112	12,622	13,658	16,171	15,534	13,621	15,423	14,444	18,650	13,789	13,735	163,756
	利益	182,210	173,928	164,178	169,588	223,070	114,366	194,650	128,227	105,517	103,516	102,797	131,486	1,793,530

記録がない月は、平均から除外して計算。

合計 2 台分

平均値は収入、経費、利益ごとに算出しているため、引き算が合致しない場合がある。

6. 管理許可施設等の状況

(1) 指定管理者に管理運営（営業）を許可する施設

公園名：境川遊水地公園

施設名	区 分	面積等(m ²)	使用料(円)	光熱水費 の負担	備 考
		特になし			

(2) 指定管理者以外の者が管理（設置等）している施設

施設名	区 分	面積等(m ²)	光熱水費の徴収	備 考
	特になし			

7. 県所有物品一覧（貸与物品）

番号	管理番号	品目名	規格	数量	単位	適用
1	19131100001	ソファベッド	P T -2074	1	台	
2	19131100022	耐火金庫	キング工業 K C -51- 2 D	1	台	
3	19131100069	パソコン	デスクトップ DELL V01STRD220S ノート	1	式	
4	19131100099	フィールド スコープ	KOWA TSN-664 TSN-21WD レンズ セット	1	台	
5	19131100100	三脚	ベルボン FHD-61Q	1	台	
6	19131100104	芝刈機	共立 FL510 フלקスEP	1	台	
7	19131100105	芝刈機	共立 FL510 フלקスEP	1	台	
8	19131100108	刈払機	ゼノア BC2611DW-EZ	1	台	
9	19131100109	刈払機	ゼノア BC2611DW-EZ	1	台	
10	19131100110	刈払機	ゼノア BC2611DW-EZ	1	台	
11	19131100115	チェーンソー	ゼノア G350IEZ	1	台	
12	19131100117	噴霧器	共立ホータグ 噴霧器 PHPE800	1	台	
13	19131100118	肥料散布機	パロネス MS25A	1	台	
14	19131100121	乗用草刈機	シバウラ GT142/MM48DJ グラスキャッチャー付	1	台	
15	19131100122	乗用草刈機	パロネス GM130B	1	台	
16	19131100123	グラウンド マット（整地機）	IHI シバウラ HM-200	1	台	
17	19131100139	発動発電機	北越工業 HP2300C	1	台	
18	19131100140	発動発電機	北越工業 HP2300CAI	1	台	
19	19131100141	発動発電機	北越工業 HP2300CAI	1	台	
20	19131100168	ポリリッシャー	リレイ 12 インチ高速刃ポリリッシャー	1	台	
21	19131100169	ポリリッシャー	リレイ 12 インチ高速刃ポリリッシャー	1	台	
22	19131100173	高圧洗浄機	エーレックス WET051R	1	台	
23	19131100187	電動自転車	パナソニックパルビ	1	台	
24	19131100199	リカー	関越工業 3 型	1	台	
25	19131100217	テレビ	シャープ LC26GH1	1	台	
26	19131100219	ライン引き	SUPERMATIC GM10	1	台	
27	19131100220	ラインロープ	WINDER RT-M32	1	台	
28	19131100223	テント	組立テント GK タイプ 1.5 間×2 間	1	張	
29	19131100224	テント	組立テント GK タイプ 2 間×3 間	1	張	
30	19131100244	標本	鳥の剥製	1	体	
31	19131100245	標本	地層のはぎとり	1	枚	
32	19131100246	標本	地層のはぎとり	1	枚	
33	19131100247	標本	地層のはぎとり	1	枚	
34	19131100303	イージング ショナー	ルイ高 RT-M32 0701	1	台	
35	19131100304	イージング ショナー	ルイ高 RT-M32 0701	1	台	
36	19131100306	グラスキャッチャー	パロネス GM130B/B	1	台	
37		ブラシススイーパー	シングウ 50SWP26（索引式）	1	台	

8. その他の資料

(1) 主なイベント活動

現在、実施されている主なイベント内容です。

イベント名称	開催時期	イベント内容
自然観察会 (川の生き物を探そう)	5月27日 7月22日	ゴム堰上げに連動し、川の生き物観察と農業との関連など学ぶ。
自然観察会 (地層観察会)	5月5日 7月1日と24日 8月14日 11月3日 2月3日	下飯田遊水地において地層・地質観測及び貝化石堀り体験を行う。
自然観察会 (バードウォッチング)	5月20日 9月9日 2月17日	野鳥観察の実習。体験
バードカービング教室	約毎月1回	木製の鳥の彫刻づくり体験(通年)
境川遊水地見学会	5月12日	県と共催、遊水地機能の施設等の説明とそれらがもたらす生物系の形成状況などの説明・見学
親子自然遊び教室	5月13日 10月13日	幼児対象で、ネイチャーゲームや生き物採集など五感と体験的経験から自然を学ぶ。
テニス教室	8月13日 1月17日	初心者や親子向けの教室開催(有料)
クラフト教室	5月5日他 5回	ドンブリこいのぼり作り、くるくるアイビー、バードブローチ、小石の飾り、木の実のバスケット等
歴史観察会	7月8日 10月28日	俣野地域の発展経緯と歴史の探索 公園周辺の歴史探訪
ツバメのねぐら入り観察	7/29と8/5日	夏の風物詩であるツバメの根ぐら入り観察
自然観察会(昆虫)	9月30日	秋の代表生物である直翅目をテーマに観察
夏の星空教室	8月19日	湘南台文化Cと一著に星空教室開催
ビオトープ管理作業実施	12月2日	関連団体と協働でビオトープの管理作業を行う
新春ふれあいフェスタ	1月27日	地元自治会マラソンと併催し公園祭り行う

(2) 主なボランティア活動

公園区域に接道する遊水地外周道路及び大和藤沢自転車道路一部の清掃活動を実施している。

平成 25 年 4 月 1 日

公益財団法人神奈川県公園協会

理事長 池守 典行 殿

神奈川県藤沢土木事務所長

境川遊水地情報センター建物 1F の使用について (通知)

県立境川遊水地公園の指定管理業務の遂行にあたりましては、いつもありがとうございます。
さて、平成 25 年度も県立境川遊水地公園の指定管理業務引き続きお願い申し上げます。

当該公園には公園管理事務所が無いことから、河川施設である境川情報センター建物の一部を河川法の手続きにより使用することの了承が得られております。

つきましては、平成 19 年 8 月 3 日付け「二級河川境川遊水地の管理に関する協定書」に基づき境川遊水地施設の一部他上部利用としての公園の維持管理運営業務を遂行するに必要なスペース 1F 事務室などを執務室等として使用できます。

使用に当たっての注意事項などは下記のとおりとします。

- 1 使用できる部屋等は別紙のとおりとする。(使用料は無料です)
- 2 使用する部屋の増改築は原則できません。(小規模程度は土木事務所長と協議すること)
- 3 建物は業務時間外閉鎖となり、土木事務所と別途契約している機械警備が入る。
- 4 使用に伴う光熱水費については、別途「境川遊水地情報センターにかかる電気量等に関する協定書」によるものとする。
- 5 備え付けの境川遊水地情報監視システムによる監視カメラおよび河川水位情報など活用できます。
- 6 1F 事務室は当該情報センター運営業務の受付も行っているため、共有することになる。
- 7 指定管理業務関係者の出入りは原則、表面左(西側)では入り口からとする。
- 8 定めのない事項及び疑義が生じた場合には、土木事務所長と協議する。

(問い合わせ先)

担当者：河川砂防第二課

TEL 0466-26-2111 (内線 462)

FAX 0466-26-4853

大雨等に関する注意報等発表時の配備体制について

本公園は、境川遊水地の上部利用公園であることから公園利用者の確実な安全確保などを図るため、つぎの内容に沿った配備体制を実施する。

1 配備基準

「大雨」または「洪水」に関する注意報又は警報が気象庁から発表された場合で、その対象地域に「湘南」「横浜・川崎」「相模原」のいずれかの地域が含まれた場合とする。

藤沢土木事務所から配備につくよう連絡を受けた場合とする。

原則として配備要員は2名体制とするが、警報等が発表された場合には増員する。

配備場所は境川遊水地情報センター1階執務室内とする。

2 配備体制

業務時間内にあっては、直ちに配備につくものとする。

業務時間外の発表(18:00まで)にあっては、神奈川県藤沢土木事務所(以下、土木事務所と記す)と協議して配備体制を決めることとする。

(*土木事務所と指定管理者との大雨等に関する配備体制の申し合わせ事項参照)

3 配備時の主な業務

気象及び河川に関する情報の確認(発表内容、境川の水位など)

利用施設の現場状況の把握・確認

境川遊水地の排水ゲート(本堤・中央越流堤)開閉状況の確認

公園利用者への大雨注意報等の伝達・連絡の徹底

大雨洪水注意報等発表後の境川遊水地公園利用制限について土木事務所と協議し、施設利用制限及び利用者の安全確保や誘導などを行う。

大雨洪水警報等の対応については、直ちに利用施設の利用制限(中止)を行い、利用者の安全確保や誘導を行う。次に公園施設など点検・パトロールを実施し、外周柵等の出入り口門扉などの施錠を行う。

配備体制、状況報告、被害報告ほか利用制限・誘導処置等の報告を行う。

* 土木事務所と指定管理者との大雨等に関する配備体制の申し合わせ事項

業務時間内の大雨注意報等発令で17:30過ぎても解除になっていない場合には、土木事務所と協議し、状況判断で20:00まで情報センターに残り、気象及び河川に関する情報収集を行い、越流水位まで到達しそうな場合には帰路に着くこととする。翌朝まで注意報が解除となっていない時は通常より早めに出勤し、状況を確認し、8:30に土木事務所に報告する。

の状況で時間外を含み20:00までに警報となった場合には、土木事務所境川遊水地水防担当者に連絡し、土木事務所担当職員と協力して公園施設への越流後対策などの早期処置を行う。なお、越流が見込まれる場合など土木事務所担当職員が水防室につめることとなるので協力する。

* 昨年は藤沢土木事務所支部における水防発表一覧は公園関係資料の別紙5にあります。

別表 (管理の区分)

区分	施設名	清掃、除草	維持補修	修繕	備考
堤防 法面	周囲堤、囲繞堤	乙	甲	甲	
	中央越流堤				
管理用 通路	メインスロープ(俣野、下飯田)	乙	乙	甲	
	中央越流堤天端				
	一次池管理用通路(管理ヤード含む)				
	階段(法面、中央越流堤)				
	和泉川管理用通路				
	散策路橋(下飯田ビオトープ)				
	新遊水地橋				
情報 セン ター 周 辺	駐車場、駐輪場、外構門扉、植栽	乙	乙	甲	
情報 伝 達 装 置 等	電光表示板、緊急放送設備	甲	甲	甲	
	監視カメラ、水位計				
	回転灯、入場警告灯、排水ゲート				
そ の 他	ビオトープ	乙	甲	甲	
	体験学習ゾーン	乙	乙	甲	
	防風林	乙	甲	甲	

注) ・「清掃、除草」とは、園内の塵芥等の除去や除草等で日常及び定期的な維持管理をいう。

・「維持補修」とは、通路等の舗装の小穴や柵の補修などの小規模な維持補修をいう。

また、指定管理者の管理範囲は「乙」と記載された範囲及び項目が対象となります。

二級河川境川遊水地の管理に関する協定書

河川管理者神奈川県知事（以下「甲」という。）と公園管理者神奈川県知事（以下「乙」という。）は、境川遊水地（以下「遊水地」という。）の管理について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、遊水地の管理の方法及び管理に要する費用の負担等に関し、必要な事項を定め、適正な維持管理に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、別図のとおりとする。

（管理の区分）

第3条 遊水地の施設の管理は、別表の管理の区分に従い、甲又は乙が行うものとする。

（損害賠償）

第4条 甲又は乙の管理の瑕疵が原因となり第三者に損害を与えた場合は、その原因が明らかに甲又は乙のいずれかの過失にある場合、その原因者が損害賠償の費用を負担するものとする。ただし、その原因が甲又は乙いずれかの瑕疵によるものか明確でない場合は、その損害賠償の方法について、甲、乙協議するものとする。

（第三者の占用等の許可）

第5条 第三者から甲又は乙に対し、占用等の申請がなされた場合には、相互に照会し、甲、乙それぞれの規定により許可を行うものとする。

（降雨・河川水位・越流情報等の提供）

第6条 甲は降雨等の気象に関する情報、河川及び遊水地内水位、越流状況等河川に関する情報を乙に提供するものとする。

（越流時の措置）

第7条 乙は、越流が見込まれる場合においては、利用者の安全を確保し直ちにその利用を中止させ避難誘導の措置を行うとともに、神奈川県都市公園条例（以下「条例」という。）第6条に規定する措置を行うものとする。

2 遊水地が湛水した場合には、甲及び乙は、巡視等の安全確認を行うものとする。

3 乙は、公園利用上の安全を確認した後に条例第6条に規定する措置の解除を行うものとする。



(排水時の措置)

第8条 遊水地が湛水した場合において、甲は排水が可能になり次第速やかに排水するよう努めるものとする。

(排水後の措置)

第9条 越流又は湛水後の施設の清掃、除草、維持補修、修繕は別表に従い、甲又は乙がこれを行うものとする。ただし、土砂等の堆積又は流木等の流入が著しい場合については、甲、乙協議の上、行うものとする。

(費用負担)

第10条 遊水地の施設の管理に要する費用は、別表に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(雑則)

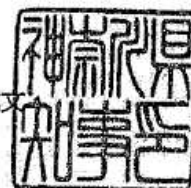
第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

平成19年8月3日



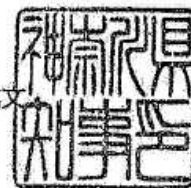
甲 河川管理者

神奈川県知事 松沢 成文

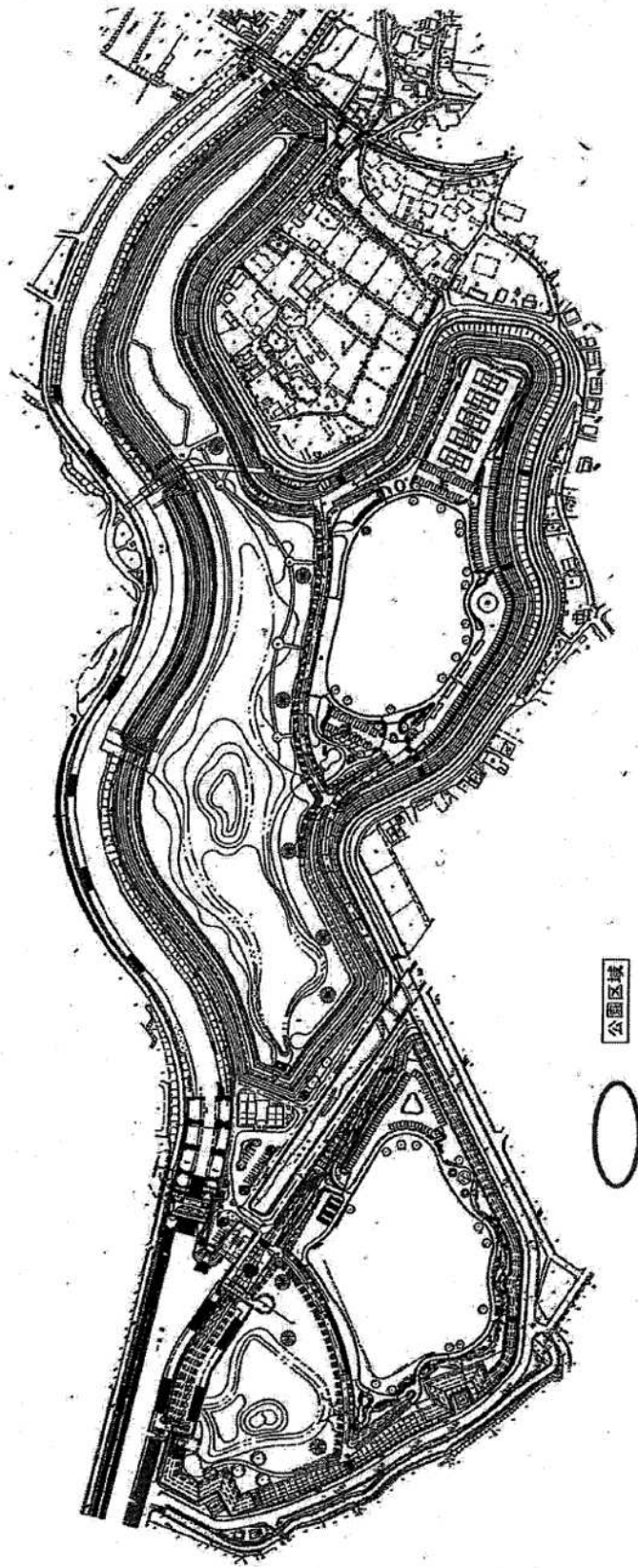


乙 公園管理者

神奈川県知事 松沢 成文



別図



公園区域



境川遊水地情報センターにかかわる電気料等に関する協定書

神奈川県が管理する境川遊水地情報センターにかかわる光熱水費の負担について、情報センター管理者である神奈川県藤沢土木事務所長(以下「甲」という。)と境川遊水地公園指定管理者である公益財団法人神奈川県公園協会理事長(以下「乙」という。)と次のとおり協定を締結する。

(費用の各負担割合)

第1条 各負担割合は、以下とする。

電気料	別紙情報センター使用面積一覧による
プロパンガス料	別紙情報センター使用面積一覧による
上水道料	河川管理者、公園管理者で折半する
下水道料	河川管理者、公園管理者で折半する

(費用の支払い)

第2条 甲は、前条で定めた電気料等について、乙が発行する請求書により、指定する金融機関に振り込むものとする。乙が発行する請求書は、各月分の内訳を記して2ヶ月分をとりまとめ請求するものとする。

(協定書の効力)

第3条 この協定書の効力が生じる期間は、平成25年 4月1日から平成26年 3月31日までとし、会計年度所属区分は地方自治法施行令142条及び143条によるものとする。

(協定の効力の遡及)

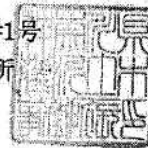
第4条 この協定書への甲と乙の記名押印日が本協定書第3条に定める開始日より後の日である場合に
あたっても、本協定の効力は開始日から生じるものとする。

この協定書に定めていない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

なお、この協定書の締結を証するため、この協定書2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 4月 1日

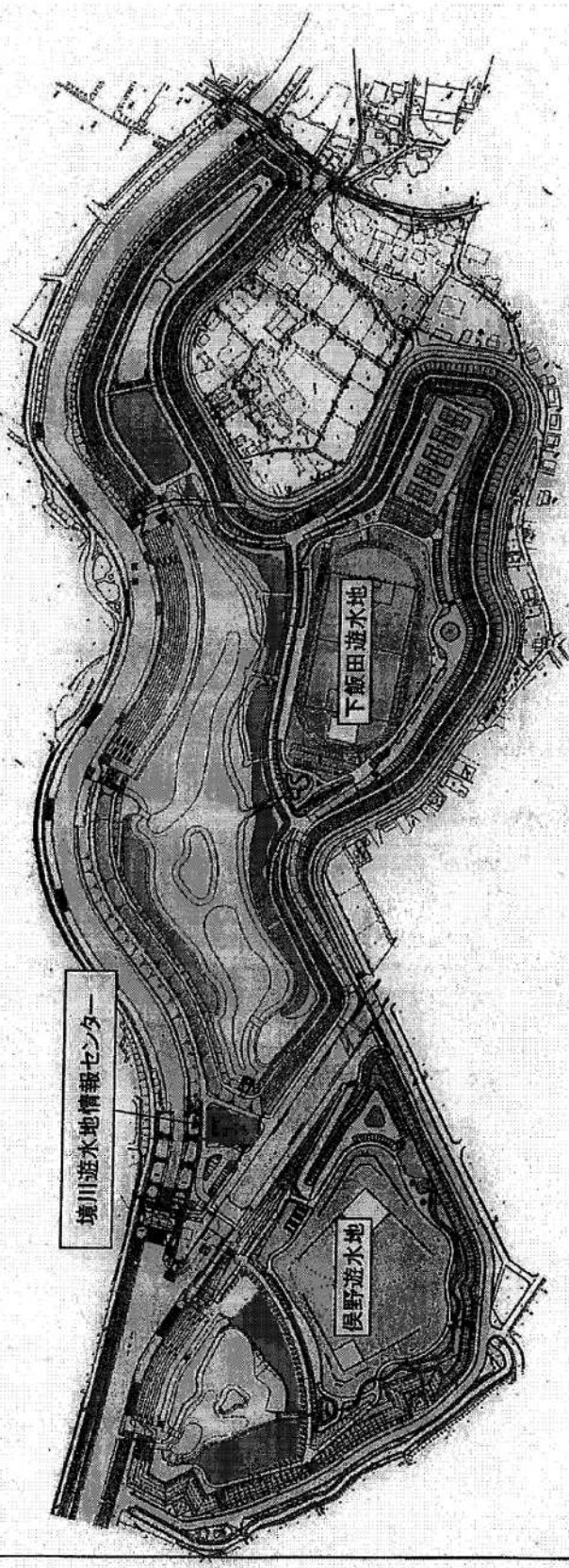
甲 藤沢市鶴沼石上2丁目7番1号
神奈川県 藤沢土木事務所
所長 志村 知昭



乙 神奈川県横浜市中区扇町三丁目8番8号
公益財団法人 神奈川県公園協会
理事長 池守 典行



境川遊水地情報センターにかかわる電気料等に関する協定書 箇所図



計画断面図



情報センター使用面積一覧

1階	室面積 (㎡)	公園		河川	
屋除室	11.21	0.5	5.605	0.5	5.605
エントランスホール	168.46	0.5	79.230	0.5	79.230
廊下 2	19.75	0.5	9.875	0.5	9.875
廊下 1	16.28	1.0	16.280	0.0	0.000
事務室	66.30	1.0	66.300	0.0	0.000
教護室	16.36	0.5	8.180	0.5	8.180
男子更衣室	4.82	1.0	4.820	0.0	0.000
女子更衣室	4.79	1.0	4.790	0.0	0.000
シャワー脱衣室	1.87	1.0	1.870	0.0	0.000
シャワー室	1.52	1.0	1.520	0.0	0.000
湯沸室 1	2.86	1.0	2.860	0.0	0.000
職員便所	9.33	1.0	9.330	0.0	0.000
作業所	32.39	1.0	32.390	0.0	0.000
倉庫	33.60	1.0	33.600	0.0	0.000
電気室	44.36	0.0	0.000	1.0	44.360
自家発電機室	41.02	0.0	0.000	1.0	41.020
河川情報スペース	117.22	0.5	58.610	0.5	58.610
会議室 3	34.15	0.5	17.075	0.5	17.075
男子便所 1	14.85	0.5	7.425	0.5	7.425
女子便所 2	10.86	0.5	5.430	0.5	5.430
みんなのトイレ 1	5.04	0.5	2.520	0.5	2.520
階段室	11.28	0.5	5.640	0.5	5.640
EV	5.43	0.0	0.000	1.0	5.430
PS					
合計	663.75		373.350		290.400

2階	室面積 (㎡)	公園		河川	
会議室 1・a	38.84	0.0	0.000	1.0	38.840
会議室 1・b	35.97	0.0	0.000	1.0	35.970
会議室 2	41.62	0.0	0.000	1.0	41.620
研究スペース	22.72	0.0	0.000	1.0	22.720
書庫	22.38	0.0	0.000	1.0	22.380
倉庫	10.50	0.0	0.000	1.0	10.500
湯沸室 2	6.22	0.0	0.000	1.0	6.220
男子便所 2	15.05	0.0	0.000	1.0	15.050
女子便所 2	11.08	0.0	0.000	1.0	11.080
みんなのトイレ 2	5.67	0.0	0.000	1.0	5.670
エレベーターホール	55.62	0.0	0.000	1.0	55.620
廊下 3	0.00	0.0	0.000	1.0	0.000
収納	8.56	0.0	0.000	1.0	8.560
階段室	24.36	0.0	0.000	1.0	24.360
EV	5.43	0.0	0.000	1.0	5.430
PS					
合計	304.02		0.000		304.020

3階	室面積 (㎡)	公園		河川	
水防室	209.20		0.000	1.0	209.200

1～3階合計	1176.97		373.35		803.62
--------	---------	--	--------	--	--------

河川比 803.62 ㎡ / 1176.97 ㎡ = 68.3 %

公園比 373.35 ㎡ / 1176.97 ㎡ = 31.7 %

大雨洪水に関連する清掃・管理について

公園の指定管理者と河川管理者の役割分担については、各公園の個別編の内容及び別紙 2 の記載の通りですが、越水後の遊水地内の清掃については、公園管理者業務として位置付けており、洪水後の園内に散乱しているゴミの除去や、グラウンド、芝生および各施設の散水清掃は、原則、指定管理者が洪水後の清掃として行うこととなります。なお、本格的な清掃用の設備はありませんので、越水後の清掃には状況により高圧洗浄車の使用等も必要となります。

ただし、大量の土砂や流木の除去作業は、別途協議いたします。指定期間内に考慮する清掃回数及び費用については、これまでの状況を参考に提案して下さい。（別紙 6 参照）

また、二次池が冠水した場合の流失したグラウンドの土や芝生の補充費用は、小規模な補修については指定管理者の負担となりますが、規模によっては、県と協議することもあります。

指定管理料の扱いについては下記のとおりです。

1 年間の収支計画に計上した洪水後の清掃が無かった場合は、県と協議の上他業務等にその費用を充当するかどうか県と協議いたします。

配備体制が計画より増した場合や越水回数が計画より上回った場合でも指定管理者の負担となりますが、これによりがたい場合は、県と協議いたします。

河川としての遊水地の日常管理業務については、公園の指定管理業務には含まれていませんが、大雨時の注意報発表においては、監視装置を共有し、利用者の安全確保を図ります。

また、設置されている監視装置は河川（遊水地）の管理用装置ですが、指定管理者が公園利用者の安全確保等のため、補助的に使用することは差し支えありません。常時の安全管理については公園管理員のパトロールによる安全管理が必要と考えております。

○水防警報発表状況（藤沢土木支部）

(平成24年度)

年 度	気象警報種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成21 年度 (2009)	雨 量	128	160	155	149	177	38	208	149	71	11	126	181	1,553
	大雨・洪水注意報	3	5	6	5	6	2	6	4	1	0	2	4	44
	" 警報	0	0	0	0	2	0	1	1	3	0	0	1	8
平成22 年度 (2010)	雨 量	249	110	130	136	66	337	182	75	167	0	113	71	1,636
	大雨・洪水注意報	1	1	5	7	2	9	3	1	2	0	1	0	32
	" 警報	1	0	1	0	0	5	2	0	1	0	0	0	10
平成23 年度 (2011)	雨 量	71	218	192	38	89	177	149	117	42	26	123	187	1,429
	大雨・洪水注意報	2	5	5	2	12	5	5	2	0	0	2	0	40
	" 警報	1	2	3	2	4	3	0	1	0	0	0	0	16
平成24 年度 (2012)	雨 量	154	205	182	58	54	187	136	154	105	43	53	19	1,350
	大雨・洪水注意報	4	8	3	5	5	12	4	4	1	0	0	0	46
	" 警報	0	3	2	1	2	8	1	0	0	0	0	0	17

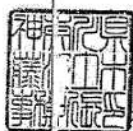
注 1) 雨量は、藤沢合庁の観測値を集計している。

注 2) 注意報の発表回数には、警報に移行したものも含む。

境川遊水地公園 越流状況のまとめ

越流月日	越流の状況(○冠水、一部冠水)						復帰状況(開園状況)					備 考	越流復旧作業: 公園協会外注				
	俣野遊水地			下飯田遊水地			俣野遊水地		下飯田遊水地				越流後の状況	原因	施工業者	工種	金額(円)
	1次池	2次池	推定越流量 (m ³)	1次池	2次池	推定越流量 (m ³)	園路	少年野球場	園路	多目的 グラウンド	テニス コート						
2008/5/20	○	○	57,000	○	○	362,000			供用前	供用前	供用前	俣 野:泥の堆積(小)、ゴミの散在(小) 下飯田:泥の堆積(小)、ゴミの散在(小)	集中豪雨				
2008/8/29	○	○	41,200	○	○	410,700			供用前	供用前	供用前	俣 野:泥の堆積(小)、ゴミの散在(中) 下飯田:泥の堆積(特大)、ゴミの散在(特大)	集中豪雨				
2008/8/30	-	-	-	-	-	不明			供用前	供用前	供用前	29日の排水中の越流	集中豪雨				
2009/10/8	○	○	79,000	○	○	247,000	10月9日	10月11日	10月13日	供用前	供用前	俣 野:泥の堆積(小)、ゴミの散在(小) 下飯田:泥の堆積(中)、ゴミの散在(中)	台風18号				
2010/12/3	○	○	127,000	○	○	435,000	12月8日	12月8日	12月23日	2月1日	12月23日	俣 野:泥の堆積(小)、ゴミの散在(中) 下飯田:泥の堆積(大)、ゴミの散在(特大)	集中豪雨	吉川産業(株)	多目的グラウンド ヘド口除去	2,446,500	
														(株)キタジマ	越流ゴミ運搬処分	262,100	
2011/8/19		-	1,000	○		116,000	—	—	8月23日	供用開始 前に越流	8月23日	下飯田:泥の堆積(小)、ゴミの堆積(小)	集中豪雨	なし			
2011/8/26	○	-	28,000	○	○	426,000	8月27日	8月28日	9月3日	9月23日	9月3日	下飯田:泥の堆積(中)、ゴミの堆積(大)	集中豪雨 (台風12号)	清光建設(株)	園路内ヘド口除去	945,000	
2011/9/21		-	8,000		-	45,000	—	—	—	—	—	ピオトーブ内の越流	台風15号	清光建設(株)	ピオトーブ内清掃	493,500	
2012/5/3	-	-	-	○	○	106,000	5月4日	5月5日	5月6日	5月9日	5月6日	下飯田:泥の堆積(小)、ゴミの堆積(小)	集中豪雨	なし			
2012/6/19	-	-	-		-	38,000	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	ピオトーブ内の越流	集中豪雨	なし			
2012/7/14	○	-	27,000	○	○	205,000	7月15日	7月15日	7月21日	7月21日	7月21日	下飯田:泥の堆積(小)、ゴミの堆積(小)	集中豪雨	(株)キタジマ	ピオトーブ内清掃	253,837	
2013/4/6	○	○	143,000	○	○	538,000	4月20日	4月20日	4月20日	4月27日	4月20日	俣 野:泥の堆積(中)、ゴミの散在(中) 下飯田:泥の堆積(中)、ゴミの散在(中)	集中豪雨	吉川産業(株)	多目的グラウンド整備	231,000	
														(株)キタジマ	ゴミ処分	102,000	
														清光建設(株)	園内ヘド口除去	924,000	

境川遊水地公園の施設使用料徴収事務委託契約書



神奈川県藤沢土木事務所長 志村知昭（以下「甲」という。）と、公益財団法人神奈川県公園協会 理事長 池守典行（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、境川遊水地公園の管理に関する基本協定書（平成21年3月24日締結。以下「基本協定書」という。）第28条に基づき、境川遊水地公園の施設の使用料の徴収に関する事務（以下「委託事務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務）

第2条 前条に規定する委託業務の範囲は、神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号。以下「条例」という。）第15条第1項に掲げる有料の公園施設の使用料の徴収に関する業務とする。

（委託業務の実施）

第3条 乙は、委託業務を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、条例、神奈川県都市公園施設利用規則（昭和46年神奈川県規則第26号。以下「規則」という。）、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）等の関係法令、基本協定書、平成25年度における境川遊水地公園の管理に関する年度協定書（平成25年4月1日締結。以下「年度協定書」という。）に従い実施するほか、甲の指示する方針に従い、その目的を達成するよう誠実かつ効果的に行うものとする。



（善管注意等）

第4条 乙は、委託事務について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙が前項の規定に違反したため甲に損害を与えたときは、乙は、甲の指示するところにより、その損害を賠償するものとする。

（事故報告）

第5条 乙は、委託事務の執行上事故が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければ

ばならない。

(収入状況報告書)

第6条 乙は、委託事務について、基本協定書第40条に規定する業務日報及び同第41条に規定する月例業務報告書(月報)のほか、収入状況年報を甲に提出するものとする。

(調査)

第7条 甲は、委託事務の執行状況及び関係書類、帳簿等を随時調査することができる。

(勧告)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、基本協定書の例に従い、改善勧告等を行うことができる。

- (1) 関係法令等又はこの契約に違反したとき。
- (2) 委託事務の執行が不相当と認められるとき。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が前条の勧告に従わなかったとき。
- (2) 条例第34条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消したとき。

(費用の負担)

第10条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料)

第11条 甲は、委託事務を乙に委託するに当たり、その必要経費(以下「委託料」という。)を乙に支払うものとする。ただし、この委託料は、年度協定書第5条に規定する指定管理料において措置されているものとみなす。

(疑義の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は第2条に定める委託事務の執行に当たり個人情報を取り扱う場合は、基本協定書第17条に規定する個人情報の取扱規程等に基づき取り扱わなければならない。

(書類の整備保管)

第14条 乙は、委託事務に係る証拠書類及び帳簿を整備し、この契約終了後5年間保存しなければならない。

(契約期間)

第15条 この契約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(契約の効力の遡及)

第16条 この契約書への甲と乙の記名押印日が契約書第15条に定める契約期間の開始日より後の日であっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

甲 藤沢市鵠沼石上二丁目7番1

神奈川県藤沢土木事務所

所長 志村 知



乙 横浜市中区扇町三丁目8番8号

公益財団法人神奈川県公園協会

理事長 池守 典行

